


所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市保有個人情報管理規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1 要旨						
(1) 主な内容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正により生じた条ずれの修正と、所要の文言整理を行うものである。						
(2) 施行日 決裁日とする。						
(3) 影響及び効果 番号法との整合及び表現の整備が図れる。						
2 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成29年5月30日 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）第6条施行 案文は文書課審査済み。						
3 留意事項（問題点等）						
4 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに改正手続を進める。						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。